

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(以下「低入札調査試行要領」という。)に基づく失格基準価格等を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の工事
- (1)「低入札調査試行要領」第5により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
- (2)「低入札調査試行要領」第4により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効(失格)又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 県では、週休2日工事、ICT活用工事を積極的に推進しています。詳細については、「週休2日工事実施要領」「ICT活用工事の実施方針」をご覧ください。
- 4 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜き打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。
- 5 本工事は、工事成績評定の対象・対象外です。

令和 8年(2026年) 8月 4日

長野県上田建設事務所長

記

- 入札の方式 総合評価落札方式(工事成績等簡易Ⅱ型)
- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 令和8年度 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事
- (2) 工 事 箇 所 名 (一)南原長瀬線 上田市 生田
- (3) 工 事 概 要 舗装修繕工
切削オーバーレイ工(t=5cm)
L=179m W=6. 5~10. 0m A=1490m²
- (4) 工 期 工事開始日から約 155 日間
- (5) 支払条件 前金払 原則として「1件の請負代金額が100万円以上の工事等」について、請負代金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。
- 部分払 原則として、「1件の請負代金額が50万円以上の工事等」について、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の規定による範囲内で部分払にする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)	入 札 参 加 資 格 業 種	舗装工事
(2)	資 格 総 合 点 数	850点以上
(3)	同 種 工 事 性 の 実 績 又 は 無 専 門 性 の 有	なし
(4)	県 工 事 の 契 約 実 績 に 件 関 与 す る 要	なし
(5)	特 定 建 設 業 許 可 に 件 関 与 す る 要	なし

(6)	営業所の所在地に関する要件	上田地域振興局管内に本店を有していること。
(7)	その他の参加資格要件	なし

3 入札手続等

手 続 等		期 間・期 日・期 限	場 所
設計図書等の閲覧		令和 8 年 8 月 4 日(火)から 注)1のとおり	上田市材木町1-2-6 上田建設事務所
設計図書等の 入手方法	申請書等	令和 8 年 8 月 4 日(火)から	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
	閲覧設計書、位置図、 条件明示書、各種計算 書等の掲載可能な図書		注)2のとおり
	図面等の掲載していな い図書		すべて入札情報システムに掲載
質問書の受付		令和 8 年 8 月 5 日(水)から 令和 8 年 8 月 17 日(月)午後5時まで	上田市材木町1-2-6 上田建設事務所 FAX番号:0268-25-7163 ueken-somu@pref.nagano.lg.jp
回答の閲覧期間		令和 8 年 8 月 6 日(木)から 最終回答期限 令和 8 年 8 月 19 日(水) 注)3のとおり	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法		電子入札のみ	
入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限		①入札書等提出開始日 令和 8 年 8 月 20 日(木) 注)4のとおり ②電子入札書等提出期限 令和 8 年 8 月 24 日(月) 午後1時まで 注)5のとおり	
開 札 日 時		開札: 令和 8 年 8 月 27 日(木) 午前9時から 注)6のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ 掲載します。	
予定価格、開札後公表設計書、価格以 外の評価結果の公表		令和 8 年 8 月 28 日(金)	
予定価格、価格以外の評価結果に対す る疑義申立て		令和 8 年 8 月 28 日(金)から 令和 8 年 8 月 31 日(月) 正午まで 注)9のとおり	上田市材木町1-2-6 上田建設事務所 FAX番号:0268-25-7163 ueken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日		令和 8 年 9 月 1 日(火)	
落札予定日		令和 8 年 9 月 8 日(火)	注)7のとおり
入札結果の公表		落札決定した日の翌日	注)8のとおり

注) 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

2 入札情報システム(この入札公告をダウンロードしたホームページ)からダウンロードできます。

3 質問内容により回答の閲覧(ホームページへの掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。

4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。

5 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時(休日を除く。)です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。

6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。

7 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。

8 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ(入札情報システム)(<https://www.pref.nagano.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。

9 価格以外の評価結果(技術提案に対する評価を除く)について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間(休日を含まない)の受付期間(受付最終日の締め切り時間は午前12時とする)に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目(技術提案項目を除く)について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

ア 受付場所 別記「入札担当(問合せ先)」に同じ。

イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について(様式17号)」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。

ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

1) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準は、別添1に記載のとおりです。

2) 入札時に提出が必要な資料

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	①入札書 ②工事費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は、通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当(問合せ先)」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書(様式5-3)を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html)に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)も提出してください。(上記URLに参考様式を掲載) ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式実施要領	③価格以外の評価点申請	(2) ①②③のいずれかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)は、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上あるときは、建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕7(4)による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件、総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、発注機関の長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、次に掲げる書類を持参提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」の「10 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	
総合評価落札方式実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

4) 価格以外の評価内容の確保等

① 発注機関の長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消することがあります。

② 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。

ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。

イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、又は工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。

エ 工事(業務)成績評価においてマイナス評価とします。

③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。

② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等(閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項、数量計算書、設計図面)について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

6 その他の入札条件

「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」、「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「長野県電子入札システム利用規約」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」(Q&A) 及び「受注希望型競争入札に関する質問・回答」(Q&A) に示すとおりです。

本件は『一抜け方式』を採用しております。
対象工事、取扱いとは別添2に記載のとおりです。

7 入札担当(問合せ先)

上田建設事務所 総務課
電話番号 0268-25-7162

長野県上田市材木町1-2-6
担当 白倉

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムによる工事設計図書等の公表期間は、公告の日から1年間です。

9 入札金額の内訳書について(法改正(R7.12.12付け)に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。(工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません)

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

10 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法: 書面(／対面によるヒアリング(住所))

イ その他: 書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。